

雇用保険に係る申請・届出への押印が 原則不要となりました

令和2年12月25日付け省令改正等に伴い、雇用保険関係の各種申請・届出書への押印が下記の一部の書類を除き原則廃止となりました。

引き続き押印が必要な書類

- ・ 雇用保険適用事業所設置届（裏面）〔登録印〕
- ・ 雇用保険事業主事業所各種変更届（裏面）〔登録印〕
- ・ 雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届〔選任代理人が使用する印鑑〕
- ・ 各種届出における訂正印
- ・ 各届出時の委任状
- ・ 雇用保険適用事業所情報提供請求書（*1）
- ・ 雇用保険関係各種届出書等再作成・再交付申請書
- ・ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書（*2）
- ・ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（*2）
- ・ 高年齢雇用継続給付支給申請書（初回分のみ）（*2）
- ・ 育児休業給付金申請にかかる前職からの賃金・勤務状況確認（*3）
- ・ 再就職手当支給申請書〔事業主の証明〕
- ・ 就業促進定着手当支給申請書〔事業主の証明〕
- ・ 常用就職支度手当支給申請書〔事業主の証明〕
- ・ 雇用状況等証明書〔事業主の証明〕
- ・ 採用証明書

*1 提出者が事業主（当該事業所従業員含む）又は事業主から委任を受けた代理人であることが確認できる場合は押印不要

*2 事業主（被保険者本人以外の当該事業所従業員含む）から届出される場合は押印不要

*3 育児休業給付金受給中の被保険者が離職し、1日の空白もなく他の事業所で資格取得をしたうえで育児休業を継続した場合の、前職（資格喪失事業所）における賃金・勤務状況確認書類への前職事業主証明印は必要となります。

★ ハローワークにて、提出された方の社員証等の確認をさせていただく場合があります。

※押印欄のある旧様式も使用できます。

個人情報の安全な取扱いにあたっては、電子申請が便利です。
雇用保険の手続にあたり、ぜひ電子申請をご活用ください。

